

2024 年度

事業報告書
事業報告の附属明細書

2024 年 4 月 1 日から
2025 年 3 月 31 日まで

公益社団法人日本アイソトープ協会

目 次

事業報告書.....	- 1 -
要旨	- 1 -
具体的な取組み	- 1 -
1. アイソトープ供給	- 1 -
(1) アイソトープ	- 1 -
1) アイソトープの供給	- 1 -
2) アイソトープ・放射線の校正.....	- 2 -
3) アイソトープに関する技術開発、研究開発.....	- 2 -
(2) 放射性医薬品.....	- 2 -
1) 放射性医薬品原料の安定的確保	- 2 -
2) 放射性医薬品の供給	- 3 -
3) 放射性医薬品利用の促進.....	- 3 -
2. RI 廃棄物管理.....	- 4 -
(1) RI 廃棄物の集荷	- 4 -
(2) RI 廃棄物の貯蔵・処理	- 4 -
(3) RI 廃棄物の合理的取扱いの推進.....	- 4 -
(4) RI 廃棄物の処分に向けた取組み	- 4 -
3. 調査研究・普及啓発.....	- 4 -
(1) 部会活動.....	- 4 -
1) 理工・ライフサイエンス部会.....	- 4 -
2) 医学・薬学部会	- 5 -
3) 放射線安全取扱部会	- 7 -
(2) 研究発表会の開催	- 8 -
(3) 講習会の開催.....	- 8 -
(4) 図書等の編集、発行、頒布.....	- 8 -
1) 機関誌	- 8 -
2) 図書.....	- 8 -
(5) 委託調査研究の受託実施等.....	- 8 -
(6) 表彰.....	- 8 -
(7) 一般の方への啓発活動.....	- 9 -
1) 放射線教育への支援	- 9 -

2) 展示・施設公開	- 9 -
3) その他の啓発活動	- 9 -
4. 組織運営	- 9 -
5. 財務運営	- 10 -
6. 特別事項	- 10 -
会員の動向、総会・役員会について	- 11 -
1. 会員に関する事項	- 11 -
2. 総会に関する事項	- 11 -
(1) 第 71 回定時社員総会	- 11 -
3. 役員会に関する事項	- 11 -
(1) 第 198 回通常理事会	- 11 -
(2) 第 199 回臨時理事会	- 12 -
(3) 第 200 回通常理事会	- 12 -
(4) 第 201 回通常理事会	- 12 -
(5) 常任役員会及び常務理事会	- 13 -
業務の適正を確保するための体制の整備に係る決定内容及び当該体制の運用状況の概要 ...	- 14 -
1. 「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」の決定内容	- 14 -
2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況	- 14 -
(1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	- 14 -
(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	- 14 -
(3) 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制	- 14 -
(4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	- 14 -
(5) 職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	- 14 -
(6) 監事及び監査補助者に関する事項	- 14 -
事業報告の附属明細書	- 18 -

事業報告書

要旨

中期経営計画初年度である 2024 年度は、新たな放射性医薬品や国内治験実施に向けた情報収集、医療 RI 廃棄物の規制合理化推進に向けた調整、新基幹システムの再構築、当協会敷地の利活用策検討など、事業環境変化や当協会の将来にわたる事業展開を見据えた取組みに着手すると共に、引き続きアイソトープの供給、廃棄、普及啓発の各業務を安定的に継続して実施した。

アイソトープ供給においては、研究分野等で利用される放射性試薬及び密封線源を全国の利用者に安定供給すると共に、新たな計測技術等の情報提供を各種イベントで行った。全国の医療機関に放射性医薬品を安定供給すると共に、関係官公庁等と連携して放射性医薬品原料の安定的確保に関する検討に協力した。

RI 廃棄物管理では、全国の RI 廃棄物発生事業所から集荷し、安全かつ適切に処理、貯蔵管理を行った他、RI 廃棄物の処分に向けて、関係機関と技術的検討課題等について情報共有を行った。

調査研究・普及啓発としては、アイソトープの取扱いに関する各種イベント・講習会等を実施すると共に、国内外のアイソトープ利用に係る調査研究や知識向上及び人的交流の促進に資する活動を行った。

組織運営等においては、適切な機関運営の実施、2025 年度に控える公益法人制度改正に関する情報収集等の事前準備を実施した。また敷地の利活用策、新事業の検討及び既存事業の見直しを実施し、当協会の将来構想及び事業環境変化等を総合的に勘案して本部・研修施設建設事業の中止を決定した。普及啓発活動に供する研修施設を除く本部 RI 施設の廃止措置を進め、原子力規制委員会に廃止措置報告書を提出した。

2024 年度決算について、廃棄物処理処分引当金の単価改定に伴う引当金繰入額の増加、運用資産においては国内金利の急上昇を受けた債券価格の下落による評価損の計上等、一時的に多額の費用が生じ、最終損失は約 92 億円となったが、財務基盤の安定維持のために新たな財務戦略を策定した。

具体的な取組み

1. アイソトープ供給

(1) アイソトープ

1) アイソトープの供給

- ① 研究分野等で利用される放射性試薬及び様々な分野で利用される密封線源を輸入、加工、製造し、安定供給することに努めた。なお、医薬品開発等の利用を目

的とした短半減期核種非密封線源の安定供給に努めた。放射性試薬の利用に役立つ情報について Web サイト等を通じて積極的に公開した。大学、研究機関等の RI 施設と連携、協力し、既存の RI 施設等の資源活用に向けたプラットフォームの利用を推進した。

- ② 自然災害等の緊急事態を想定した訓練を実施し、現場対応力の強化を図ると共に線源供給事業の継続・早期復旧を可能とする体制の整備を進めた。
- ③ 使用されなくなった密封線源の引取りを適宜進め、川崎技術開発センターの貯蔵施設を有効活用し適切に保管管理すると共に、海外の線源供給メーカー等への引渡しを効果的に実施した。
- ④ アイソトープの輸送従事者を対象とした輸送講習会を開催し、関係機関と協力して安全輸送の啓発並びに従事者の力量向上に努めた。

2) アイソトープ・放射線の校正

計量法に基づき登録された校正事業者として、各種アイソトープ・放射線の利用技術の基盤となる信頼性の高い放射線・放射能標準を供給し、医療、環境等の様々な分野における更なるアイソトープ・放射線の安全利用の普及に寄与した。

3) アイソトープに関する技術開発、研究開発

川崎技術開発センターの施設・設備及び専門技術を最大限に活用し、利用者のニーズに応えると共に、新たな標準線源等の開発や計測技術・製造技術に関する研究を推進した。

利用者ニーズや新たな製造及び計測技術等の情報収集に努め、利用者には有益な情報の発信を行った。

(2) 放射性医薬品

1) 放射性医薬品原料の安定的確保

- ① 国際的な ^{99}Mo サプライチェーン団体等からの情報提供や、国際学会への参加等により、海外原子炉や世界的な ^{99}Mo の供給状況に関する最新情報の収集を行い、関係官公庁、関係学会、製薬企業と連携して、放射性医薬品原料の安定的確保に努めた。
- ② 内閣府原子力委員会が決定した「医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプラン」に基づいて ^{99}Mo 等の医療用アイソトープの国産化実現に向けた委員会等に参画し、国産医薬品原料の供給体制の在り方の整理等に協力した。また、内閣府による委託調査「重要ラジオアイソトープの国産化を踏まえたサプライチェーンの強化に関する調査」を実施した。

2) 放射性医薬品の供給

- ① 全国の医療機関に対し放射性医薬品を安定的に供給した。一部製品の供給制限が発生する場合は、製薬企業と連携して適宜関連学会及び全国の医療機関へ迅速に連絡すると共に、代替製品への利用調整等、利用者への影響の低減に努めた。自然災害等の緊急事態に遭遇した場合における事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための手法、手段等について、製薬企業等と協議し、必要な整備、検討を進めた。
- ② 事業継続並びに業務の効率化のため、一部帳票の電子化の検討を進めた。
- ③ 放射性医薬品共同受注システム（以下、RIOS-NET）の改修を行い、利用者選択画面機能を充実させた。RIOS-NETのプロモーション活動を行いながら、利用者の要望を収集すると共に、共同運営している製薬企業と意見交換し、今後の改善内容及び次期改修計画の検討を行った。

3) 放射性医薬品利用の促進

- ① 核医学の活性化を図るため、医学・薬学部会、日本核医学会、製薬企業等と連携し、国内外で開発されている新規放射性医薬品の情報収集を行った。また、既に開発が進められている放射性治験薬が速やかに国内で利用可能となるよう、開発企業をサポートしながら、医薬品として利用される際の課題解決に向け、関係官公庁及び学会への相談や折衝に取り組んだ。
- ② 厚生労働科学研究費補助金による研究において、治験を通じて患者の退出等に関する新たな放射線安全の考え方や措置に関する検証等への技術的な支援を行った。また、新たな放射性薬剤の治験実施については、製薬企業と連携して適切な放射線安全対策等のサポートに努めた。
- ③ 核医学診療推進国民会議等の運営サポート等、関係学会への協力を通じて、核医学診療の普及・推進に努めた。
- ④ 医療放射線の安全管理及び取扱いに関する医療法等の情報提供及び相談対応を行った。
- ⑤ 市民向け医療講演会「甲状腺の病気を治す放射性ヨウ素治療」をオンライン形式で開催し、一般の方を含め、広く放射線治療、診断の啓発を行った。
- ⑥ 日本放射性医薬品協会と協力して、放射性医薬品の輸送従事者を対象とした輸送講習会をオンライン形式及び集合形式で開催し、従事者の啓発並びに緊急時対応に関する訓練を行い、安全輸送の徹底に努めた。

2. RI 廃棄物管理

(1) RI 廃棄物の集荷

全国の RI 施設等から安全に十分留意して RI 廃棄物を集荷した。また、放射化物の集荷や施設廃止に伴う RI 廃棄物の臨時集荷についても適切に対応した。

関係官公庁からの要請により、管理下でない RI 廃棄物等の回収を行い、国内の放射線安全の確保に貢献した。

獣医療法下で発生する RI 廃棄物の廃棄について、委託先の指定に向けた準備を開始した。

(2) RI 廃棄物の貯蔵・処理

RI 廃棄物を安全かつ適切に貯蔵管理した。また、研究 RI 廃棄物の処理が安全かつ効率的に実施されるよう関係者に対して技術支援を行った。なお、施設の効率的運用の観点から、茅記念滝沢研究所においては、医療 RI 廃棄物の貯蔵管理と処理施設の維持管理を行った。

老朽化が認められる貯蔵施設については、専門業者による建物調査を実施し、今後の修繕等に向けて RI 廃棄物の整頓を行った。

(3) RI 廃棄物の合理的取扱いの推進

医療 RI 廃棄物の規制合理化推進に向けて関係機関に働きかけを行った。

(4) RI 廃棄物の処分に向けた取組み

処分実施主体である国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、RI 廃棄物に関する情報提供等の協力を行うと共に、埋設処分実施に向けた技術的検討課題等について情報共有を行った。

3. 調査研究・普及啓発

(1) 部会活動

各部会において部会活動全般の活性化を図り、以下の活動を行った。

1) 理工・ライフサイエンス部会

① 幅広い分野におけるアイソトープ利用の普及促進及び利用拡大に向けた活動

国内のアイソトープ製造施設における製造能力等のアンケート調査を実施し、結果の取りまとめを進めた。また、「小動物用 PET、SPECT による分子イメージング研究ガイド」について、実例集編を追加した第 2 版を公開した。

② 次世代における核医学イメージング利用の拡大と活性化に向けた活動

第 61 回アイソトープ・放射線研究発表会において、日独の核医学分野における基礎研究から臨床までの課題等についてパネル討論を行った。更に、その

討論の発展として、日本における理想的な核医学の在り方等について関連学会で議論する企画を提案した。

③ 食品照射の実用化の推進及び研究者の人材育成に向けた活動

国内において、食品照射技術に対する正確な理解を促進するため、IAEA 技術報告書「Manual of Good Practice in Food Irradiation」の翻訳版の公開準備を行った。

④ 動画を利用した教育活動

若手研究者等によるアイソトープ・放射線の利用促進を目的として、測定器の使用方法、安全管理の手法等を解説する教育用動画を作成し、公開した。また、関連学会において教育用動画に関するポスター発表を行い、積極的に広報活動を実施した。

⑤ 若手研究者を対象としたアイソトープ利用の拡大と活性化に向けた活動

関連学会への講師派遣、研究者紹介ページの公開、分野横断的人材交流のためのオンライン企画等、潜在的ユーザーへの啓発活動を行った。また、アイソトープ・放射線研究発表会において、学生や若手研究者に対して多様なキャリアパスを紹介する「若手企画」を実施した。

⑥ 短飛程放射線に関する情報収集及び調査

核医学治療に用いる新たな薬剤の開発に関する基礎的知見を集積するため、様々な細胞標的への短飛程放射線の選択的な送達とその生物学的影響に関する情報収集を行い、RADIOISOTOPES 誌に論文を公開した。

⑦ 量子計測に関する情報収集及び調査

量子計測分野における将来の産業基盤となる技術動向を把握し、今後の発展に向けた課題やニーズを明確にすることを目的として、関連する文献や研究事例を調査した。

⑧ RI 施設における放射線設備・機器の適切な使用に資する活動

Web サイト「放射線設備機器ガイド (Gradin)」を通じて、放射線設備・機器及びアイソトープ研究に関する論文等の情報を適宜更新し、発信した。

⑨ シンポジウムの企画

アイソトープ・放射線を基軸とした分野間連携の推進や新たなアイソトープ・放射線利用の発掘を目的とした産学の人的交流、情報・課題共有を行う第4回シンポジウム「気候×環境×歴史 ～アイソトープでよみとく～」を企画した。

2) 医学・薬学部会

① 放射性医薬品の利用促進と施設内の安全取扱いに関する調査研究

国内未承認放射性医薬品の情報を収集し、結果を Isotope News 誌に掲載し

た。

放射性医薬品の取扱いに関する教育資料について、新規の放射性医薬品等の情報を追加した更新版を当協会 Web サイトに公開した。

薬による放射性医薬品の体内挙動の変化に関して、第 1 報（2007 年）以降に販売が開始された薬剤等の情報を収集し、結果を当協会 Web サイトに掲載した。

② 診断用放射性医薬品副作用・不良品事例調査の実施

放射性医薬品の安全性確保に資するため、「第 49 回放射性医薬品副作用事例調査」を実施して調査結果を取りまとめ、日本核医学会機関誌『核医学』に掲載した。

③ ポジトロン放出超短半減期アイソトープの臨床利用促進

「PET 検査件数に関するアンケート」を実施して調査結果を取りまとめ、Isotope News 誌に掲載した。

第 64 回日本核医学会学術総会において、同学会 PET 核医学委員会と共催で PET 核医学ワークショップ「新しい PET 承認薬の臨床導入」を開催した。

NDB オープンデータを用いて 2022 年度 PET 検査の保険診療の性年齢等を調査し、結果を RADIOISOTOPES 誌に報告した。

④ 放射線治療に関する実施要綱案等の作成

新たに薬事申請された密封線源の医療機器の安全取扱いを図るため、治療の実施要綱案作成ワーキンググループにて検討し、関係学会と協同で要綱案を取りまとめた。

⑤ 放射線診療における安全確保のための講習会の開催

関係学会と共同で密封小線源治療及びアイソトープ内用療法に係る次の安全取扱講習会をオンライン形式で開催した。

- ・「高線量率ラルス医療安全取扱講習会」（日本医学放射線学会・日本放射線腫瘍学会と共催）
- ・「ヨウ素 125 シード線源による前立腺癌永久挿入密封小線源治療の安全管理・技術講習会」（日本医学放射線学会・日本泌尿器科学会・日本放射線腫瘍学会・前立腺癌密封小線源永久挿入治療研究会と共催）
- ・「塩化ラジウム（Ra-223）注射液を用いた RI 内用療法における適正使用に関する安全取扱講習会」（日本医学放射線学会・日本核医学会・日本泌尿器科学会・日本放射線技術学会・日本放射線腫瘍学会と共催）
- ・「I-131 (1,110MBq) による残存甲状腺破壊（アブレーション）の外来治療における適正使用に関する講習会」（日本医学放射線学会・日本核医学会・日本核医学技術学会・日本甲状腺学会・日本内分泌学会・日本内分泌外科学会・日本放射線腫瘍学会と共催）

- ・「ルテチウムオキソドトロチド (Lu-177) 注射液を用いた核医学治療の安全取扱講習会」(日本医学放射線学会・日本核医学会・日本核医学技術学会・日本神経内分泌腫瘍研究会・日本内分泌学会・日本放射線技術学会・日本放射線腫瘍学会と共催)
- ・「³・ヨードベンジルグアニジン (I-131) 注射液を用いた治癒切除不能な PPGL に対する核医学治療の安全取扱講習会」(日本医学放射線学会・日本核医学会・日本核医学技術学会・日本内分泌学会・日本放射線腫瘍学会と共催)

3) 放射線安全取扱部会

① 部会総会、年次大会の開催

令和 6 年度放射線安全取扱部会年次大会(第 65 回放射線管理研修会)及び第 65 回部会総会を 10 月 17 日～18 日にあがたの森文化会館で開催した。

② 広報活動について

Isotope News「主任者コーナー」を企画、編集した。

会員以外の放射線取扱主任者も対象とした「主任者ニュース(第 30 号)」を 9 月に発刊し、全国の放射線取扱事業所へ配布した。

③ 法令に関する諸問題の検討

当協会 Web サイトに掲載している「放射線管理 Q&A」を更新し、既存内容の見直しと新たな質問及び回答を追加して、内容の充実を図った。

④ 放射線業務従事者のための教育訓練講習会、研修会、見学会の開催

オンライン形式で教育訓練講習の標準コースを 23 回、医療従事者向けコースを 12 回、研修会・見学会・座談会を 6 回開催した。

⑤ 放射線取扱主任者試験問題の解答例の作成

各支部において、第 1 種、第 2 種の放射線取扱主任者試験問題の解答例を作成し、当協会 Web サイトで公開した。また、この解答例を試験対策アプリに活用した。

⑥ 事業所内教育訓練 講師派遣

全国の事業所から依頼を受けて、放射線業務従事者のための教育訓練の講師を派遣した。新規教育、再教育合わせて 18 事業所から計 34 講義を受託した。

⑦ 分科会の活動

2 つの分科会が活動を行った。

- ・「PET 施設管理研究会」では、放射線安全管理に関する情報交換を行った。
- ・「放射線取扱施設における安全管理技術の継承」では、管理者の世代交代時の技術やノウハウの伝承に向けて、定期的な意見交換を実施した。また、企画専門委員会との合同座談会について、「放射線の安全管理技術を共有するシンポジウム」と名称変更し、第二回(個人被ばく線量計の管理)、第三回(放射線

教育訓練)を開催した。

(2) 研究発表会の開催

第61回アイソトープ・放射線研究発表会(当協会主催、協賛27団体・後援39団体)を7月3日～5日に日本科学未来館にて開催し、653名の参加を得た。

(3) 講習会の開催

放射性同位元素等規制法に基づく登録資格講習機関として実施する第1種、第2種及び第3種放射線取扱主任者講習は、それぞれ10回、3回及び4回、登録放射線取扱主任者定期講習機関として実施する放射線取扱主任者定期講習を16回(対面形式7回、オンライン形式9回)開催した。作業環境測定法に基づく登録講習機関として実施する第1種作業環境測定士(放射性物質)講習を4回開催した。

アイソトープ基礎技術入門講習会及び放射線取扱主任者試験の受験対策セミナーは、それぞれオンライン形式又は対面形式との組合せにより開催した。

核医学診療の推進を目的とした放射性医薬品及びアイソトープの安全取扱いに関する医療従事者への支援のための「核医学看護のための放射線安全セミナー」を2回開催した。

(4) 図書等の編集、発行、頒布

以下のとおり図書等を発行した。

1) 機関誌

- ① 広報誌『Isotope News』No.792～797, 特別号 No.9 を発行した。
- ② 学術論文誌『RADIOISOTOPES』Vol.73, No.2～3, Vol.74, No.1 を発行した。

2) 図書

「2025年版アイソトープ法令集Ⅲ-労働安全衛生・輸送・その他関係法令一」を発行した。

(5) 委託調査研究の受託実施等

原子力規制庁より「令和6年度放射性同位元素等に関する規制概論研修(放射性同位元素等の取扱い、放射線施設の現場研修)」の運営業務を受託し、実施した。

(6) 表彰

第61回アイソトープ・放射線研究発表会において以下の賞を授与した。

- ① 日本アイソトープ協会奨励賞(3名)
- ② RADIOISOTOPES 誌論文奨励賞(2名)
- ③ アイソトープ・放射線研究発表会若手優秀講演賞(7名)

(7) 一般の方への啓発活動

1) 放射線教育への支援

- ① 中学校、高等学校へ教育用線源の無料貸出しを行った（14回）。
- ② 看護系の大学、短大、専門学校へ教育用実験セットの無料貸出しを行った（5回）。
- ③ 滝沢研究所において、岩手県内の消防関係団体を対象に、放射線に関する講義及び滝沢研究所施設の見学会を実施した。

2) 展示・施設公開

武見記念館において、アイソトープ・放射線利用及び核医学等に関する常設展示と科学技術の発展に関するパネル、映像等の展示物を一般公開し、見学等を通してアイソトープ・放射線等に関する啓発活動を実施した。

3) その他の啓発活動

- ① 川崎市等が実施する小学生、中学生を対象とした科学イベントや、川崎技術開発センターの立地地区内の機関を対象としたシンポジウムに参加した。地区住民及び機関へ当協会の事業内容の紹介、アイソトープ・放射線に対する知識の啓発に努めた。
- ② 東京都市大学が主催するサイエンスカフェに出展し、一般市民へアイソトープ・放射線に対する知識の拡大に努めた。
- ③ 日本科学技術振興財団が主催する放射線教育発表会に出展し、放射線教育を実施している教員に向けて、当協会が提供している放射線教育のコンテンツを紹介した。

4. 組織運営

公益法人として国民から信頼される組織であるために、総会、理事会等の機関運営を適切に実施した。

定款変更及び関連規程類の改正を行い、社員総会における議決権行使について電磁的方法の導入作業を進めた。

採用活動、職員研修、人材育成を計画的に実施した。

当協会 Web サイト、Isotope News、メールマガジンにより、適時の情報提供に努めた。

線源、技術部門の基幹システムの老朽化に対応するため、新基幹システムの再構築作業を進めた。

5. 財務運営

人材及びインフラの安定した財務運営体制を構築し、税法改正等の対応を行った。廃棄物処理処分引当金単価改定等による一時的な経常損失となる 2024 年度決算予測から、財務基盤の安定維持のために新たな財務戦略の検討を行った。

リスク管理を行いつつ、安定した運用益の確保に努めた。また、企業年金運用においては、内閣府の「アセットオーナーシップ改革」の動向を注視しながら取り組んだ。

6. 特別事項

当協会の将来構想及び事業環境変化等を総合的に勘案し、本部・研修施設建設事業の中止を決定した。駒込敷地及び川崎敷地の利活用策、研究助成事業の検討、環境整備事業に係る将来計画等、当協会の将来構想・展望について継続的に検討を行った。

7号館及び9号館の廃止措置が完了し、原子力規制委員会へ廃止措置報告書を提出した。使用しなくなった旧 RI 排水設備の除染と解体撤去工事を行う企業を選定し、廃止措置作業を進めた。

廃棄物の処理処分引当金について、処分実施主体である日本原子力研究開発機構が原子炉等規制法の規則改正及び物価上昇を受けて埋設処分受託単価の改定を 14 年ぶりに行ったため、廃棄物処理処分引当金規程に基づく検討委員会を立ち上げ、処分単価の見直しを実施した。更にこれを機に処分の前工程である溶融処理の単価についても、昨今の物価上昇等を考慮して再評価を行った。その結果、引当金は処分に約 36 億円、処理に約 35 億円の追加引当が必要と判断し、これらは今年度の決算に反映した。

これを教訓として、今後は物価等の変動要因については処理単価の妥当性を毎年度検証し、将来発生する処理処分費用を正確に把握できるよう手続規程を強化した。

会員の動向、総会・役員会について

1. 会員に関する事項

次表のとおり本年度において会員が 108 名減少し、本年度末現在の会員総数は、学生会員を含め、1,905 名となった。

	2023 年度末	2024 年度		2024 年度末	増 減
		増加数	減少数		
個人正会員	1,330	40	143	1,227	-103
特別会員	484	30	30	484	0
学生会員	4	4	5	3	-1
団体正会員	173	3	7	169	-4
賛助会員	22	0	0	22	0
計	2,013	77	185	1,905	-108

2. 総会に関する事項

(1) 第 71 回定時社員総会

第 71 回定時社員総会を 6 月 28 日に開催し、次の議題について審議可決した。

1) 定款変更及び社員総会運営規則改正の件

2) 理事 20 名選任の件

また、次の事項について報告した。

1) 2023 年度事業報告書及び決算書の件

2) 2024 年度事業計画書及び予算書の件

3. 役員会に関する事項

(1) 第 198 回通常理事会

第 198 回通常理事会を 6 月 6 日に開催し、次の議題について審議可決した。

1) 2023 年度事業報告書及び決算書の件

2) 定款変更並びに社員総会運営規則及び理事会運営規則改正の件

3) 第 71 回定時社員総会開催の件

4) 就業規則改正の件

5) 経理規程改正の件

6) 本部・研修施設建設の件

7) 役員借上げ住宅の件（利益相反取引）

また、次の事項について報告した。

1) 職務執行状況報告の件

- 2) 2023 年度資金管理運用報告の件
- 3) 会費支払いの件（利益相反取引）

(2) 第 199 回臨時理事会

第 199 回臨時理事会を 6 月 28 日に開催し、次の議題について審議可決した。

- 1) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び専任理事の選定の件
- 2) 常勤役員の報酬の件
- 3) 責任限定契約締結の件（利益相反取引）
- 4) 特別会員推薦の件

また、次の事項について報告した。

- 1) 役員退職金支払いの件
- 2) 役員借上げ住宅の件（利益相反取引）

(3) 第 200 回通常理事会

第 200 回通常理事会を 11 月 5 日に開催し、次の議題について審議可決した。

- 1) 会費支払いの件（利益相反取引）

また、次の事項について報告した。

- 1) 職務執行状況報告の件
- 2) 2024 年度上期収支報告の件
- 3) 2024 年度上期資金管理運用報告の件
- 4) 責任限定契約締結の件（利益相反取引）
- 5) 監事監査規程改正の件
- 6) 当協会の将来構想・展望に関する中間報告の件
- 7) 2024 年度決算見込み及び特定資産の積立等の件

(4) 第 201 回通常理事会

第 201 回通常理事会を 3 月 7 日に開催し、次の議題について審議可決した。

- 1) 第 72 回定時社員総会開催の件
- 2) 2025 年度事業計画書及び予算書等の件
- 3) 2025 年度運用方針の件
- 4) 特定資産の取崩・積立及び特定資産管理規程改正の件
- 5) 会費支払いの件（利益相反取引）
- 6) 役員候補者推薦委員会設置の件
- 7) 役員賠償責任保険の締結の件
- 8) 特別会員推薦の件

また、次の事項について報告した。

- 1) 職務執行状況報告の件
- 2) 会費支払いの件（利益相反取引）
- 3) 当協会の将来構想・展望の件（中間報告その2）

(5) 常任役員会及び常務理事会

11 回の常任役員会及び 30 回の常務理事会を開催し、日常の業務執行に関すること等について審議した。

業務の適正を確保するための体制の整備に係る決定内容及び当該体制の運用状況の概要

1. 「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」の決定内容

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項第5号及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第14条に規定する「業務の適正を確保するための体制整備」への対応として定めている「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」（最終改正2021年11月1日）は別紙の通りである。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

理事は経営理念及びコンプライアンスに関する諸規程を整備し、率先して誠実に遵守した。代表理事及び業務執行理事は法令、定款、社員総会の決議を遵守し、忠実に職務を行い、職務執行の状況を理事会に報告した。監事は監事監査規程に基づき、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行い、理事の職務執行が法令もしくは定款違反のおそれがないことを確認した。

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等の内部規程に基づき、適切に保存・管理した。

(3) 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

リスク管理基本規程に基づき、リスク管理委員会を開催し、リスク管理に関する全体的な方針、年次計画等につき検討した。

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

理事会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常任役員会を原則として月1回、常務理事会を原則として毎週開催し、業務運営全般に関する方針、計画及び業務執行に関する事項を審議・議決した。

(5) 職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程を整備し、職員へ周知している。コンプライアンスに関する教育を実施した。職員が組織的又は個人的な法令違反行為等に関して相談又は通報できるようヘルプライン細則を整備し、適切に運用した。

(6) 監事及び監査補助者に関する事項

監事は理事会に出席するほか、監査計画を作成し、業務又は業績に影響を与える重要な事項について理事及び職員に対して報告を求め、意見交換を行った。監査の実効性確保のため、理事及び職員は、監事監査業務に協力すると共に、監事の求める情報を提供した。監事監査規程に基づき、職員の中から監査補助者を任命し、監査補助者は、監事より監査業務に必要な指揮命令を受け、監事の職務の補助に当たった。理事は、監事が職務を執行できるようその費用を確保した。

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

公益社団法人日本アイソトープ協会は、公益社団法人としての社会的責任を全うするため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備・運用するとともに、継続的な改善に努めるものとする。

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事は、コンプライアンスの実践を協会運営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営理念及びコンプライアンスに関する諸規程を整備し、率先して誠実に遵守する。
- (2) 代表理事及び業務執行理事は、定款の定めに従い、業務執行の状況を理事会に報告する。
- (3) 理事会は、監事が理事の不正行為、違法行為等に関し報告を行った場合は、これを尊重し適切な対応を行う。

2. 理事の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等の内部規程に基づき、適切に保存・管理する。
- (2) 理事及び監事は、これらの情報の保存及び管理状況を閲覧等で確認できるものとする。

3. 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業運営に関するリスクについては、発生しうるリスクを組織的に管理し、損害を未然に防ぐための対応策を策定・実施し、リスク管理する体制を整備する。
- (2) 重大リスクの顕在化が予測されるとき、又は、顕在化した際の危機管理に関する体制を整備し、適切な体制のもとに損失の最小化、損害の復旧、再発防止に取り組む。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常任役員会を原則として月1回、常務理事会を原則として毎週開催し、業務運営全般に関する方針、計画及び業務執行に関する事項を審議・議決する。

(2) 理事会の決定に基づく業務執行については、事務局組織規程、職務権限規程等において、責任者及びその責任、執行手続きを明確化し、業務の効率化を図る。

5. 職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 全職員にコンプライアンスの必要性・重要性が周知され、かつ日々の業務遂行においてコンプライアンスを意識した判断と行動がとれるよう教育・研修を継続的に実施する。

(2) コンプライアンスに関する内部通報制度を整備する。

6. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

(1) 監事からその職務を補助すべき職員について求めがある場合、必要な人員を配置する。

7. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

(1) 当該人員の選任、解任、処遇の決定、評価については、監事の同意を求めることにより、理事からの独立性を確保する。

8. 監事の前号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 当該人員が監事の補助業務中は監事の指揮命令に従い、監事の主要な会議に出席し、監事からの指示を実行するものとし、当該人員を変更する場合は監事の同意を得るものとする。

9. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

(1) 監事が作成する監査計画に基づき、理事及び職員は当協会の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監事にその都度報告する。前記に関わらず、監事は、いつでも必要に応じて、理事及び職員に対して報告を求めることができる。

(2) 監事が報告を求めたときには、理事及び職員は、迅速かつ的確に対応するものとする。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 理事は内部通報制度を整備し、理事及び職員が直接、監事に通報することが可能な体制とすると共に、監事への通報者が不利な取扱いを受けることのないようにする。

1 1. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 理事は監事が作成した監査計画に基づき、監事が職務を執行できるよう、その費用を確保する。

1 2. 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

(1) 理事及び職員は、監事監査業務に協力するとともに、監事の求める情報の提供をすることにより、監査の実効性を確保する。

事業報告の附属明細書

2024 年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しない。